

尾張旭市告示第78号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の規定による送達すべき書類であって、その送達が困難であると認められるものについて、同法第20条の2の規定により、次のとおり公示送達をする。なお、公示送達に係る書類は、総務部税務課で保管し、送達を受けるべき者からの申出があれば交付する。

令和8年6月5日

尾張旭市長 柴田 浩

送達を受けるべき者の 氏名又は名称	送達すべき書類の名称 (通知書番号又は文書番号)
ディアン ヤプリナ ブラー マナ	令和7年度市民税・県民税・森林環境税納税 通知書兼決定通知書（134902）
リドワント	令和7年度市民税・県民税・森林環境税納税 通知書兼決定通知書（134872）
シスウォヨ	令和7年度市民税・県民税・森林環境税納税 通知書兼決定通知書（135101）